

平成29年6月13日

建設業労働災害防止協会島根県支部大田分会長 殿

出雲労働基準監督署長



出雲建設業セーフティーアクションについて

労働行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内における建設業の休業4日以上労働災害は、平成29年4月末日現在において、前年同期と比して、土木工事業+4件、木造建築工事業+1件、その他の建築業+1件、その他の建設業±0件となっており、平成25年度を初年度として本年度を最終年度とする島根第12次労働災害防止計画（以下「12次防」という。）の目標値（目安）を上回るペースとなっており、12次防目標達成が困難な状況となってきました。

平成11年以降当署管内において発生した土木工事業及びその他の建築工事業の休業4日以上労働災害を集計すると615件発生していますが、発生の傾向について発生曜日ごとに集計すると、第2水曜日に39件、全体の6.3%発生しており、また、第2週目に147件、全体の23.9%発生しています。

このような状況に鑑み、この度、原則、毎月第2水曜日を活動の中心とした「出雲建設業セーフティーアクション」を設立し、平成29年12月末日までを活動期間として12次防の目標達成を期することとしました。

つきましては、本活動の趣旨にご賛同いただき、下記実施事項について格別のご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 各々の機関の実施事項等

(1) 出雲労働基準監督署における実施事項

①建設工事発注機関に対する協力要請

管内に所在する国土交通省各事務所、各県土整備事務所、各市町村等建設工事発注機関に対する、出雲建設業セーフティーアクションの設立趣旨の説明及び後述する取組事項についての協力要請。

②建設業労働災害防止協会島根県支部各分会に対する協力要請

管内に所在する建設業労働災害防止協会島根県支部各分会に対する、出雲建設業セーフティーアクションの設立趣旨の説明及び後述する取組事項についての協力要請。

③広報等の実施

管内の報道機関に対する、出雲建設業セーフティーアクション設立の広報の実施。
後述する監督署が毎月第2水曜日に原則実施する監督指導、個別指導の実施についての広報の実施。

④出雲労働基準監督署長現場安全パトロールの実施

建設工事発注機関の事務所長等との合同による現場安全パトロールに係る第2水曜日の実施についての検討。

⑤監督指導、個別指導の実施

毎月第2水曜日を原則とする、建設現場における監督指導、個別指導等の実施。

(2) 建設工事発注機関における実施事項

①街頭宣伝活動の実施及び協力依頼

建設工事発注機関等が所有する電光掲示板等における、毎月第2水曜日の出雲建設業セーフティーアクションに係る広報掲示。

②事務所長等による現場安全パトロールの実施

前述の監督署長等による現場安全パトロールとの合同開催についての検討。

③現場安全パトロールの実施

毎月第2水曜日を原則とする、建設現場における安全パトロールの実施。

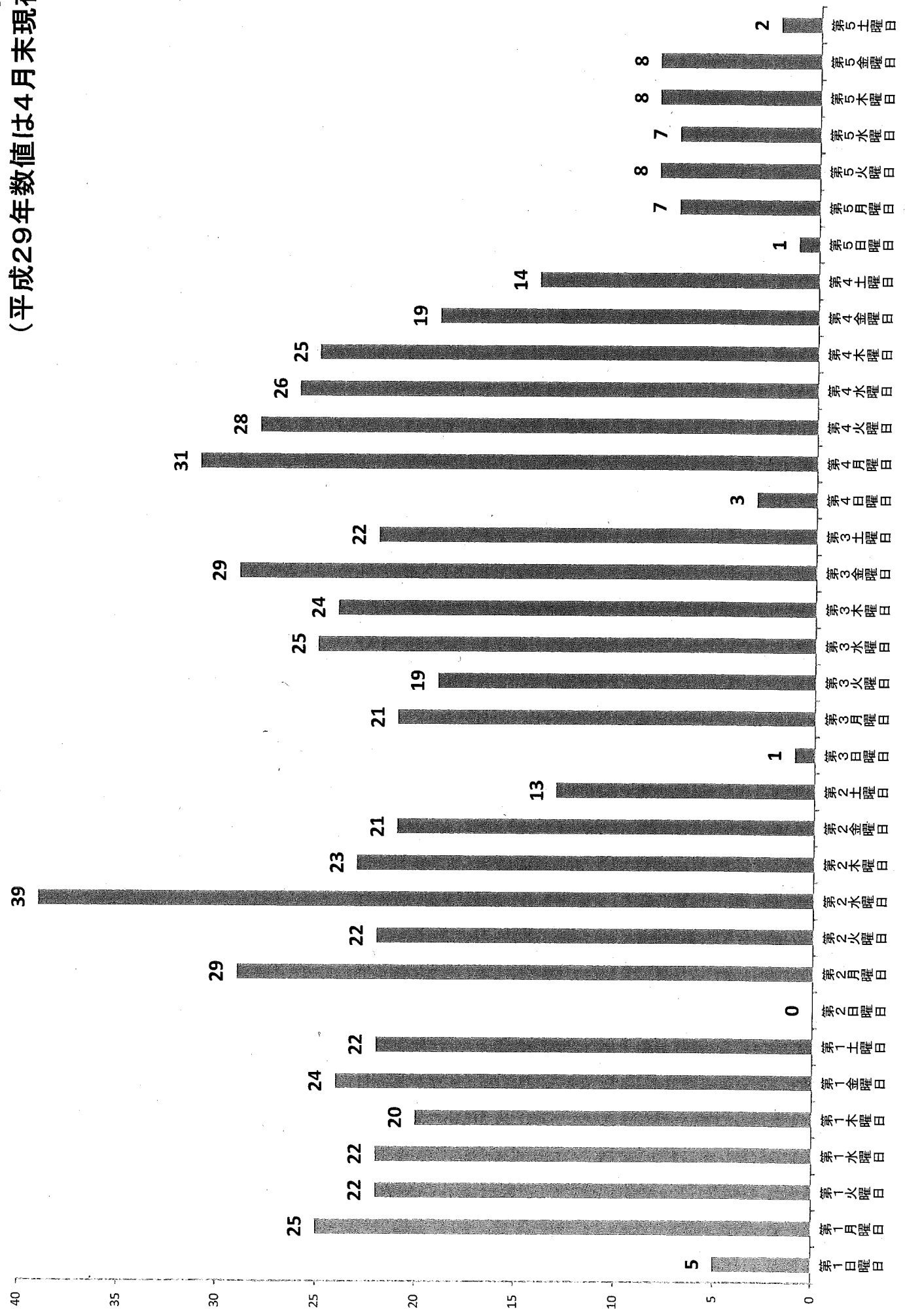
(3) 建設業労働災害防止協会島根県支部における実施事項

①会員事業場に対する指導

会員事業場に対して、毎月第2水曜日を原則とする、事業場トップ、現場トップ等による現場安全パトロール等の実施についての指導。

土木工事業・その他の建築工事業労働災害発生状況【平成11～29年】

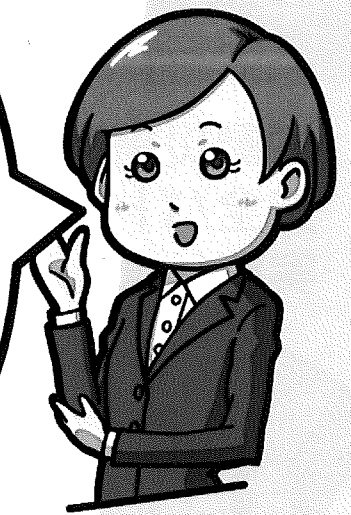
(平成29年数値は4月末現在)



出雲建設業 セミナー 開催中!

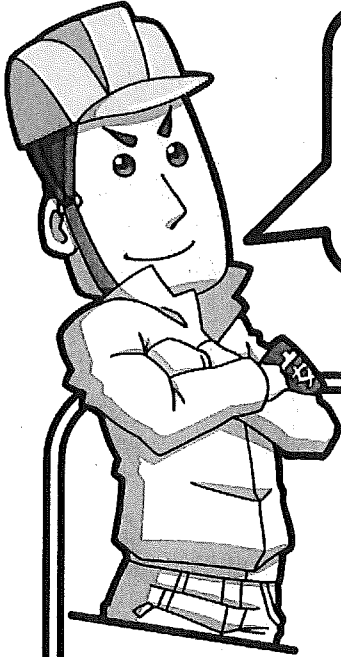
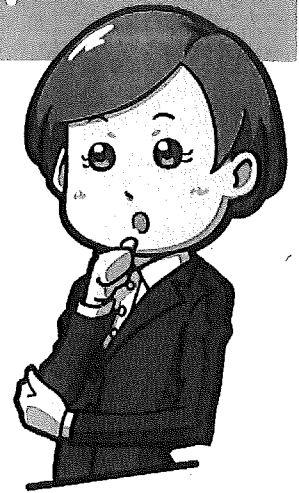
開催中!

第2水曜日に災害が
多く発生しています。



第2水曜日は災害発生が多い

労働災害を防止するために毎月第2水曜日に安全パトロール等の安全活動を実施しましょう。



各現場で行う安全活動の実施事項を決めて下の欄に記入しましょう。

＝ 現場での安全活動の実施事項